

## 第5章 武家社会の成長 1. 室町幕府の成立 b、建武の新政

京都に帰った後醍醐天皇は天皇への権限集中をすすめる新しい政治をはじめた。これを[1 **建武**]の新政という。しかし現実には天皇の力だけでは治めきれず、中央には[2 **記録所**]や幕府の引付を受け継いだ[3 **雑訴決断所**]などを設置し、諸国には国司と守護を併置した。天皇中心の新政策は、武士社会の慣習を無視するものであり、にわかづくりの政治機構と内部の複雑な人間的対立は、政務の停滞や社会の混乱を招いた。[4 **二条河原落書**]はこのような様子を風刺したものと有名である。

### c、南北朝の動乱

①1336 足利尊氏、京都を制圧

[5 **持明院**]統の光明天皇(北朝)を擁立(後醍醐天皇はいったん退位)

[6 **建武**]式目を発布 = 当面の政治方針を示す

1338 尊氏、[7 **征夷大將軍**]となる([8**室町幕府**]成立)

②後醍醐天皇、[9 **吉野**]にのがれ、正統を主張(南朝) → 各地で抗戦を続ける

以後、[10 **1392**]年まで[11 **南北朝**]時代

③動乱の長期化

ア)幕府内の対立 → 内乱に(1350[12 **親応の擾乱**])

[13 **足利直義**](尊氏の弟) = 有力武士らの支持、鎌倉幕府の再興を(漸進派)

高師直(尊氏の執事) = 地方武士らの支持、荘園体制の破壊をめざす(急進派)

イ)背景

武士 → 混乱に乗じ、自分の地位をいっそう有利にしようとする。

分割相続から[14 **単独**]相続へ → [15 **惣領**]制の崩壊(一族内の対立激化)

こうしたなか、幕府の再建をめざしていた[16 **足利尊氏**]は、1335年関東で新政権への反乱を開始、1336年、京都を制圧した足利尊氏は、持明院統の光明天皇を立て、当面の政治方針を明らかにした[17 **建武式目**]を発表した。これに対し後醍醐天皇は京都を逃れ、[18 **吉野**]の山中にこもって、正統の皇位にあることを主張した。こうして60年にわたる[19 **南北朝**]の動乱がはじまった。

南朝側では形勢は不利であったが、東北・関東・九州などに拠点をきずいて抗戦を続けた。さらに北朝側では1338年征夷大將軍に任ぜられた尊氏が、弟の[20 **直義**]と政務を分担して政治をとったが、幕府内の対立が激化、1350年には[21 **親応の擾乱**]とよばれる武力対決が発生した。

### d.守護大名と国人一揆

①守護(鎌倉時代)

鎌倉幕府 = 幕府と[22 **御家人**]の直接関係

→ 守護と国内の武士は基本的には 23 上下関係なし ②鎌倉幕府の崩壊 → 南北朝時代

・結合の中心の崩壊 (→ a) 幕府の目は気にしなくていい、でも隣のやつが何するか心配。)

・荘園領主への法的保護も弱まる(→ b) 貴族や寺の土地なんか奪ってしまえ!! )

↓

③各国の武士([24 **国人**])…25 実力で所領を確保し、拡大しようとする (一所懸命)

御家人 + 非御家人

・[26 **荘園侵略**]の激化 → 荘園領主の排除をはかる([27 **地頭非法**]など)

・各地での[28 **武士同士**]の抗争 = 南北朝の動乱と結合

29 有力な武士や勢力と結ぶ

[30 **国人一揆**] = 国人同士が 31 地域的に団結し、守護などの侵入を防ぐ

④幕府の対応 → [32 **守護**]の権限を強化し、国人層の掌握をすすめる

→ 33 幕府の強力なバックアップと強い権限をもつ武士が国内にはいっていき!!

守護に逆らうことは幕府に逆らうこと

・[34 **苅田狼藉取締**]権 = 紛争地の稲を、一方が一方的に刈り取ることを取り締まる権限

・[35 **使節遵行**]権 (= 幕府の判決の強制執行権)

・[36 **半済**]令…戦費として一国内の荘園・公領の37 年貢の半分を守護 が受け取ってもよい。

→ 守護による荘園・公領の侵略 → 国人の家臣化に利用

・守護請 = 荘園領主が、[38 **守護**]に荘園や公領の[39 **年貢を徴収する**]役割を与える

→ 守護の下につけば年貢徴収権が手に入る

↓

守護、一国全体におよぶ地域的支配権を確立 = [40 **守護大名**]へ

→ こうした支配体制 = [41 **守護領国制**] → 守護大名が地方を安定させていく

→ 南朝派のつけいる隙がなくなる!

※しかし、あくまでも42 幕府の権力と権威 のうえに成り立っている。